

2023年 10月 17日

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案に係る届出書

山形県知事 殿

届出者 住所 愛知県名古屋市中区千代田三丁目15番12号
氏名 合同会社OTS
代表社員 百目木 努

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案を作成しましたので、山形県再生可能エネルギーと地域の自然環境、歴史・文化的環境等との調和に関する条例第6条第1項（第11条第3項において準用する第6条第1項）の規定により、次のとおり届け出ます。

再エネ発電事業計画（認定再エネ発電事業計画の変更）の案

再生可能エネルギー発電事業の名称	米沢市広幡町第1発電所
再生可能エネルギー発電設備の出力	1,035.0kW
事業区域の位置	米沢市広幡町成島字山田一2065番1 他25筆

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合に記載すること。）

--

別記

様式第1号

(第1面)

再エネ発電事業計画（案）

再エネ発電事業計画			備考	
再エネ発電事業実施予定者に関する事項	氏名又は名称		合同会社OTS	
	代表者	役職	代表社員	
		氏名	百目木 努	
	役員	役職		
		氏名		
	役員	役職		
		氏名		
住所又は所在地		名古屋市中区千代田三丁目15番12号		
再生可能エネルギー発電事業に関する事項	再生可能エネルギー発電事業の名称		米沢市広幡町第1発電所	
	再生可能エネルギー発電事業の内容		太陽光発電事業	
	再生可能エネルギー発電設備の出力		1,035.0kW	
	実施時期	造成工事	2023年10月15日～2023年12月31日	
		設置工事	2024年 4月20日～2024年 5月31日	
		発電期間	2024年 6月 1日～2024年 5月31日	
		事業廃止	2044年 5月31日	
事業区域	位置	米沢市広幡町成島字山田一 2065番1 外25筆		
	面積	19,325㎡		
再生可能エネルギー発電事業の用に供する土地の造成の方法に関する事項			第2面のとおり	
再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項			第3面のとおり	
再生可能エネルギー発電事業の維持管理の方法に関する事項			第4面のとおり	
再生可能エネルギー発電事業の廃止の方法に関する事項			第5面のとおり	

変更の概要（認定再エネ発電事業計画の変更の案を作成した場合又は変更の認定の申請をする場合に記載すること。）

--

(第2面)

土地の造成の方法に関する事項

土地の造成の方法に関する事項		備考
造成する土地の位置	米沢市広幡町成島字山田一2065番1 外25筆	
造成工事 に関する 事項	造成工事の内容	盛土及び排水整備工事
	切土又は盛土を する土地の面積	盛土面積2,985.0㎡
	切土の土量	
	盛土の土量	盛土1,430.0㎥
造成工事の期間	2023年10月15日～2023年12月31日	当該計画地における 雑木の伐採及び 土地の整備のみを 事前に行うもの
造成工事の工程	盛土・整地	
造成工事の施工前と施工後の 土地の形質の変更状況	田・畑から雑種地に変更	
工事施工 者	住所又は所在地	大阪府寝屋川市宝町1-8
	氏名又は名称	有限会社アミューズホーム 取締役 吉田 憂也
	電話番号	072-813-0078

(第3面)

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項

再生可能エネルギー発電設備の設置の方法に関する事項		備考
再生可能エネルギー発電設備の構造	アルミ構造	
再生可能エネルギー発電設備の出力	1,035.0kW	
再生可能エネルギー発電設備の事業 区域内の位置	米沢市広幡町成島字山田一 2065番1 外25筆	
再生可能エネルギー発電設備の設置 工事の内容	基礎杭打設(14日)・パネル組立・ フェンス設置(18日)・電気工事	
再生可能エネルギー発電設備の設置 工事の期間	2024年4月20日～2024年5月31日	
再生可能エネルギー発電設備の設置 工事の工程	基礎杭打設・パネル組立・フェン ス設置・電気工事	
工事施行者	住所又は所在地	大阪府寝屋川市宝町1-8
	氏名又は名称	有限会社アミューズホーム 取締役 吉田 憂也
	電話番号	072-813-0078

(第4面)

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の維持管理に関する事項		備考
発電期間	2024年6月1日～2044年5月31日(20年間)	
事業区域及び 再生可能エネ ルギー発電設 備の点検	点検の項目	別紙点検メニューのとおり
	点検の頻度	毎月 10日頃
	点検予定業 者等	東北電気保安協会 米沢事業所
事業区域の管理者	合同会社O T S 代表社員 百目木 努	
緊急時の連絡先	052-228-7162	
その他の連絡先		

(第5面)

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項

再生可能エネルギー発電事業の廃止に関する事項		備考
廃止予定年月日	2044年5月31日	
再生可能エネルギー発電設備の解体及び撤去に関する工事の内容	解体会社及び産業廃棄物中間処理会社へ依頼し、産業廃棄物として適切に処理。	
廃棄物の処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検電器やテスト等にて、杵・架台や金属製金具等、作業者が触る可能性のある金属部位に電圧がかかっていないことを確認。 ・ ケーブルの取り外し等の作業においては、絶縁手袋・ゴム長靴の着用や太陽電池モジュールを遮光シートなどで覆う等して、感電を防止する。 ・ 太陽電池モジュールの固定用金具の取り外しにおいては、セル面には脚や手を掛けないようにすることで、セル面の破損や、転落などによるけがを防止。 	
再生可能エネルギー発電設備の撤去後の土地の整備方針	原状復旧	
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の見積もり	7,245,000円(税抜) 内訳: 7,000円/kW	
再生可能エネルギー発電事業の廃止に要する費用の確保に関する方法	経済産業省施行の再エネ特措法及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則により、外部積立を実施。	